

報 道 資 料

令和3年10月1日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、山口
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第261号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第381号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年9月30日
- ◎ 実施機関：総務部 管財課
- ◎ 対象行政文書：県庁舎、分庁舎及び議会棟における受動喫煙対策（喫煙所設置、違反对策及びエレベーター使用自粛等）に係る以下の文書
 - ア 受動喫煙対策について（H29.8.16）
 - イ 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（H30.5.7 管財課）
 - ウ 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（H30.5.8 管財課）
 - エ 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（H30.7.17 管財課）
 - オ 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（H30.8.13 管財課）
 - カ 平成30年10月23日 部長説明資料
 - キ 平成30年11月6日付け報告・相談（案件：「本庁舎・分庁舎における喫煙所」の対応について）
 - ク 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（H30.11.16 管財課）
 - ケ 平成30年12月26日 議会事務局説明資料
 - コ 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（R1.6.10 管財課）
 - サ 令和元年6月6日付け奈良県 物品注文書（物件番号：0004330 物品管理 所属：014500（総務部（管財課）））
 - シ 本庁舎及び分庁舎における喫煙所の整備について（R1.06.27 管財課）
 - ス 平成29年7月11日付け報告・相談（案件：「本庁舎・分庁舎における禁煙・分煙」の対応について）
 - セ 平成30年4月付け報告・相談（案件：本庁舎・分庁舎における受動喫煙防止対策について【記者会見後の対応】）
 - ソ 報道機関等からの取材等への対応報告（担当部局、課室名：管財課 取材等日時：平成30年8月30日）
 - タ 報道機関等からの取材等への対応報告（担当部局、課室名：人事課、総務厚生センター、管財課、疾病対策課 取材等日時：平成30年8月30日（木）午前11時30分～午後5時15分）
 - チ 9月18日付け起案「対応状況報告書（件名：県庁郵便局付近のタバコの匂い 整理番号：3003 0052 00）」
 - ツ 平成30年10月15日付け広号外「「県民の声」について」に対する回答に係る起案
 - テ 報道機関等からの取材等への対応報告（事案名：屋外喫煙所の撮影等について 取材等日時：令和元年7月22日 16：30頃、令和元年7月23日 11：10頃）
 - ト 報道機関等からの取材等への対応報告（事案名：県庁舎敷地内における喫煙場所について 取材等日時：令和元年7月30日（火））
 - ナ 令和元年12月18日付け広号外「県民等からの意見について」に対する回答作成に係る起案
 - ニ 報道機関等からの取材等への対応報告（事案名：県庁舎敷地内における喫煙について 取材等日時：令和元年10月8日（火） 15時～15時15分）
 - ヌ 報道機関等からの取材等への対応報告（事案名：県庁舎敷地内における喫煙所について 取材等日時：令和元年10月11日（金） 13時5分～13時10分（電話） 16時5分～16時20分（現地））
 - ネ 報道機関等からの取材等への対応報告（事案名：県庁舎における受動喫煙防止対策について 取材等日時：令和元年10月25日（金） 11時30分頃）
 - ノ 令和2年1月16日付け広号外「「県民の声」について」に対する回答作成に係る

起案

- ハ 奈良県総務部長が株式会社〇〇〇〇代表取締役との間で平成30年12月14日付けで締結した建設工事請負契約書（工事名：県庁舎喫煙所排気装置設置工事 工事番号：第H30-M2号）並びに見積書、特記仕様書、工事共通仕様書及び工事箇所平面図
- ヒ 奈良県総務部長が〇〇〇〇株式会社〇〇支店長との間で平成30年12月14日付けで締結した建設工事請負契約書（工事名：県庁舎喫煙所電気工事 工事番号：第H30-E1号）並びに見積書、特記仕様書、工事共通仕様書及び設計図
- フ 株式会社〇〇〇〇代表取締役から奈良県管財課長宛てに平成30年12月21日付けで提出された建設工事請書（工事名：県庁舎喫煙所建築工事 工事番号：第H30-A3号）並びに見積書、特記仕様書、工事共通仕様書及び工事箇所平面図
- ヘ 平成31年3月14日付けで〇〇〇〇株式会社代表取締役から奈良県管財課長宛てに提出された納品書（商品名：中性ガス用活性炭）
- ホ 2019年11月11日付けで〇〇〇〇株式会社代表取締役から奈良県管財課長宛てに提出された納品書（商品名：中性ガス用活性炭 再生炭）
- マ 2020年1月24日付けで〇〇〇〇株式会社代表取締役から奈良県管財課長宛てに提出された納品書（商品名：中性ガス用活性炭 再生炭）
- ミ 建築物環境衛生管理 浮遊粉塵測定報告書（建築物名称：奈良県本庁舎・分庁舎 作業年月日：令和元年6月28日） 〇〇〇〇株式会社及び平面図
- ム 建築物環境衛生管理 浮遊粉塵測定報告書（建築物名称：奈良県本庁舎・分庁舎 作業年月日：令和元年11月29日） 〇〇〇〇株式会社並びに平面図及び現場写真
- メ 建築物環境衛生管理 浮遊粉塵測定報告書（建築物名称：奈良県本庁舎・分庁舎 作業年月日：令和2年2月27日） 〇〇〇〇株式会社

◎ 諮問に係る処分と理由

- 決定：一部開示決定
- 不開示部分：ア 個人（奈良県職員及び法人の代表者を除く。）の氏名、印影、住所、電話番号、メールアドレス及び資格証書の写し
イ 「県政の窓」のうち、「意見・ご提案」欄の記述の一部
ウ 報道機関の名称
- 不開示理由：ア 上記不開示部分のア及びイ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
イ 上記不開示部分のウ
条例第7条第3号に該当
法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

※審査請求の対象は、上記不開示部分アのうち、個人（報道機関の記者に限る。）の氏名及び個人の資格証書の資格の名称並びにイ及びウ。

◎ 審査会の結論：実施機関は、審査請求の対象となった情報のうち、「県政の窓」のうち、「意見・ご提案」欄の記述の訪問日が特定できる記述を開示すべきである。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

健康増進法（平成14年法律第103号）の一部改正に伴い、令和元年7月1日から学校・医療機関等の子ども・患者等が利用する施設（第一種施設）の原則敷地内禁煙化が義務づけられた。第一種施設には地方自治体の庁舎も含まれることから、実施機関では、庁舎付近における喫煙所の整備を進めてきた。

本件行政文書は、実施機関の喫煙所における受動喫煙対策に係る検討状況及び整備内容並びにそれらに係る報告、喫煙所付近での浮遊粉塵量等の測定事業を受託した事業者から提出された測定結果に係る報告書、実施機関の受動喫煙対策等に対する報道機関の記者からの取材に係る対応報告、喫煙対策等に関する県民等からの意見・提案並びにそれらに対する回答又は対応方針等が記載された文書である。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公に

され、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は本件不開示情報のうち、個人の資格証書の写しのうち資格の名称、「県政の窓」のうち「ご意見・ご提案」欄の記述の一部、並びに報道機関の記者の氏名について条例第7条第2号に該当するため不開示としているので、以下検討する。

(1) 個人の資格証書の写しのうち、資格の名称について

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件決定において不開示とされている個人の資格証書の写しは、実施機関が委託した建築物環境衛生管理に係る浮遊粉塵測定業務（以下「本件委託業務」という。）の受託事業者である〇〇〇〇株式会社（以下「本件受託事業者」という。）が実施機関に提出した建築物環境衛生管理 浮遊粉塵測定報告書に添付された資格の証明書の写しであり、当該資格は本件委託業務に従事した本件受託事業者の従業員である測定者（以下「本件測定者」という。）が保有する資格（以下「本件資格」という。）であることが認められた。そして、本件不開示情報である個人の資格証書の写しのうち資格の名称は、本件資格の名称（以下「本件資格名称」という。）である。

実施機関は、本件行政文書において、本件受託事業者の名称を開示しており、本件資格名称は本件受託事業者の名称と一体として記載されている情報であることから、特定の個人を識別することができるものである旨主張している。

当該資格について、当審査会が、事務局を通じて実施機関に確認したところ、粉塵測定業務に関連する資格ではあるが、本件委託業務を行う上で必要とされる資格として実施機関が指定したものではないとのことであった。また、当該資格の保有者は日本全国で1,800名程度であり、本件受託事業者における当該資格の保有者は本件測定者1名のみであるとのことであった。

条例第7条本文前段に規定する「他の情報」については、開示請求の請求主体には何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、個人情報の性質及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するのが相当である。

したがって、本件資格名称が、特定の個人を識別することができる情報であるか否か判断するにあたって照合する「他の情報」については、本件受託事業者の従業員又は本件委託事業の関係者（以下「事業関係者」という。）等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解すべきである。

そして、本件決定においては、本件受託事業者の名称が開示されており、本件受託事業者における当該資格の保有者が1名であることから、本件測定者の氏名を不開示にしたとしても、事業関係者や近親者であれば、本件測定者である特定の個人を識別することができるものと認められる。

これらのことから、本件資格名称は、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

本件資格名称は、本件委託業務を行う上で必要とされる資格として実施機関が指定していないことから、本件資格名称は、慣行として公にすることが予定されている情報には該当しないと考えるのが相当である。

これらのことから、本件資格名称は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、法令等で公にすることが予定されている情報ではないと認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、個人の資格証書の写しのうち資格の名称は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(2) 「県政の窓」のうち、「ご意見・ご提案」欄の記述の一部

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件決定において不開示とされている「県政の窓」のうち、「ご意見・ご提案」欄の記述の一部は、職員の喫煙所利用に関する意見の投稿者の県庁舎への訪問日及び訪問時間帯（以下「本件訪問日」及び「本件訪問時間帯」という）が特定できる記述並びに喫煙所の配置に関する意見の投稿者の身体的症状に係る記述であることが認められた。

ア 本件訪問日及び本件訪問時間帯が特定できる記述について

実施機関は、訪問日及び本件訪問時間帯が特定できる記述について、条例第7条第2号本文前段に該当するとして不開示としている。

条例第7条本文前段に規定する「他の情報」の解釈については、(1)の第4段落で述べたとおりであり、本件訪問日及び本件訪問時間帯が特定できる記述については、当該投稿者が県庁舎を訪問した際の具体的な日時に関するものであるため、「他の情報」には、実施機関の職員、実施機関の警備員及び意見の投稿者の近親者や関係者（以下「本件関係者等」という。）が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解すべきである。

職員の喫煙所利用に関する意見には、県庁舎を訪問した具体的な目的や訪問先の担当課等意見の投稿者を識別できる事項は記載されておらず、県庁舎への一日あたりの訪問者は一定数以上いることを考慮すると、訪問日が特定できる記述を開示したとしても、本件関係者等が保有している又は入手可能であ

ると通常考えられる情報と照合することにより、当該投稿者を識別することができるとは認められない。

一方、本件訪問時間帯が特定できる記述については、本件決定において、当該投稿者の性別、年代及び訪問手段が既に開示されているという状況においては、本件関係者等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、当該投稿者を識別することができることとなるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件訪問日を特定できる記述は条例第7条第2号の不開示情報に該当しないが、本件訪問時間帯を特定できる記述は条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 身体的症状に係る記述について

実施機関は、身体的症状に関する記述について、条例第7条第2号本文に該当するとして不開示としている。

条例第7条本文前段に規定する「他の情報」の解釈については、(1)の第4段落で述べたとおりであり、身体的症状に関する記述については、喫煙所の配置に関する意見に記載された投稿者の身体的症状に関する記述であるため、「他の情報」には、投稿者の近親者や関係者（以下「本件近親者等」という。）が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれるものと解すべきである。

身体的症状に関する記述については、投稿者の具体的な症状や症状の原因となる事項が記載されており、また、当該意見における投稿者自身の具体的な信条に基づく主張がすでに開示されている状況においては、本件近親者等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、当該投稿者を識別することができることとなるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、身体症状に係る記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(3) 報道機関の記者の氏名

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件決定において不開示とされている報道機関の記者の氏名は、報道機関からの取材等への対応報告（以下「本件対応報告」という。）に記載された報道機関の記者の氏名（以下「本件記者の氏名」という。）であることが認められた。

報道機関の記者の氏名は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

審査請求人は、審査請求書において、新聞記事には、慣行として取材を行った記者が署名しており、記者の氏名は公にされている旨主張している。そして、反論書において、本件対応報告に記載された対応内容と本件報告に係る取材日以降に掲載された署名入りの新聞記事の内容とが一致することから、本件記者の氏名は公にされた情報であるため、条例第7条第2号に該当しない旨主張している。

当審査会において、事務局を通じ、本件報告について確認したところ、実施機関においては、報道機関からの取材があった場合には、原則として対応記録を作成することとなっているが、必ずしもすべての取材について対応記録が作成されているとは限らないとのことであった。また、受動喫煙対策に関しては、複数の報道機関から取材を受けており、対応記録は複数存在しているとのことであった。

また、本件決定において不開示とされた報道機関の記者の氏名は本件対応報告に記載されたものであり、新聞記事上に署名されたものではない。

さらに、一般に、取材が行われてから期間をおいて記事になることもあり得ることから、受動喫煙対策に関する取材が複数あり、また、必ずしも全ての取材に関する対応記録が作成されているとは限らないことを踏まえると、開示した対応報告が審査請求人が主張する新聞記事に係るものとは限らない。

これらのことから、本件対応報告に記載された報道機関の記者の氏名が、慣行として公にされているとは認められないため、同号ただし書に該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、報道機関の記者の氏名は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

3 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

また、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、本件不開示情報のうち、報道機関の名称について条例第7条第3号に該当すると主張しているため、以下検討する。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件決定において不開示とされている報道機関（以下「本件報道機関」という。）の名称は、本件対応報告に記載された報道機関の名称であり、その他本件対応報告には本件報道機関が実施機関に対して取材し、記事等として掲載するに至る詳細な内容が記載されてお

り、当該内容に係る部分は開示されていることが認められた。

実施機関は、本件報道機関の名称が記載された本件対応報告には報道機関の県庁舎敷地内における喫煙所等についての取材内容が記載されているが、これは、一般に報道機関の着眼点や取材手法は当該報道機関のノウハウであり、公にすることにより、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨主張しているため以下検討する。

一般に、報道機関の名称と具体的な取材内容とを組み合わせることで、当該報道機関の取材源や取材の手法等が明らかとなることとなり、当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

そこで、当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件対応記録には、本件決定において不開示とされた報道機関の名称が記載されているとともに、県庁舎敷地内における受動喫煙対策の対応状況についての具体的な質問及び実施機関の回答が記載されており、当該質問及び回答の内容は開示されていることが認められた。

したがって、本件行政文書に記載された本件報道機関の名称を開示した場合、本件報道機関の取材源及び取材方法等が明らかになることとなり、本件報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

これらのことから、報道機関の名称は、条例第7条第3号アに該当し、また、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報でないことは明らかである。

以上のことから、報道機関の名称は、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	令和 2年 3月 31日		
② 決定	令和 2年 5月 29日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	令和 2年 8月 30日		
④ 諮問	令和 2年 10月 16日		
⑤ 経過	令和 3年 1月 29日	第249回審査会	審議
	令和 3年 2月 26日	第250回審査会	審議
	令和 3年 3月 24日	第251回審査会	審議
	令和 3年 4月 23日	第252回審査会	審議
	令和 3年 7月 2日	第253回審査会	審議
	令和 3年 8月 3日	第254回審査会	審議